

令和3年分所得税の確定申告に向けた e-Tax による申告等の お願いについて

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税務行政のデジタル化の推進や、新型コロナウイルス感染症など最近の社会情勢の変化等を踏まえ、以下の事項について、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 ご自宅からの e-Tax 申告について

例年、確定申告期には多数の納税者が確定申告会場に訪れており、令和3年分確定申告期においても、前年に引き続き、換気・消毒の徹底や社会的距離の確保といった基本的な感染防止策等に加え、ご自宅からの e-Tax による申告を広く呼び掛けて来場者の削減を試みる等の取組を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減に努めることとしております。

職場内の感染リスク軽減のためにも、従業員の方が確定申告等を行う際には、確定申告会場へ赴くことなく、ご自宅から e-Tax を利用した申告手続等を行っていただくようお願いいたします。

なお、令和3年分確定申告に向けては、マイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告の利便性が更に向上する予定ですので、別添1「ご自宅からの e-Tax 申告のご案内」及び別添2「令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力」を是非ご覧ください。

別添1 「ご自宅からの e-Tax 申告のご案内」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添2 「令和3年分確定申告からさらに広がる自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r3_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

(参考) 令和3年分確定申告期における税務署の閉庁日対応について

令和3年分確定申告期においても税務署の閉庁日対応を次のとおり行っております。なお、各署申告会場及び閉庁日対応を行う税務署については、国税庁ホームページ「令和3年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ」をご確認願います。

【閉庁日対応を行う日】

- ・令和4年2月20日(日)及び2月27日(日)
- ・両日ともに、受付時間は午前9時から午後4時まで

国税庁ホームページ「令和3年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ」はこちら
(https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/kakushin_kaijo/fukuoka.htm)

2 マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用について

マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進については政府全体として取り組んでおり、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告や、マイナポータル連携を活用した年末調整・確定申告手続きをお願いしているところです。

しかしながら、マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要になります。また、今後、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続きが更に簡便化されますので、別添3「こ～んなに便利！マイナンバーカード」及び別添4「つくってみよう！マイナンバーカード」をご覧ください、是非、マイナンバーカードの取得とご活用をお願いします。

なお、本年 10 月 20 日から、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されましたので、健康保険証の利用登録についてもご協力をお願いします。

別添3 「こ～んなに便利！マイナンバーカード」

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0021011-163_01.pdf)

別添4 「つくってみよう！マイナンバーカード」

(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0019010-035_02.pdf)

3 年末調整手続きの電子化について

国税当局では、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減を目的として、年末調整手続きの電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア。以下「年調ソフト」といいます。)の無償提供、マイナポータル連携(保険料控除証明書等をマイナポータル経由で電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できる仕組み)の導入を行っているところです。

国税庁ホームページ内に「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関する解説動画やパンフレットを掲載しておりますので、是非ご覧くださいとともに、年末調整手続きの電子化についてご検討いただきますようお願いします。

国税庁ホームページ「年末調整手続きの電子化に向けた取組について」はこちら

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)

4 キャッシュレス納付について

国税当局では、納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目指しており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付(ダイレクト納付やインターネットバンキングといった電子納税、振替納税、クレジットカード納付の4種類があります。)の利用を推奨しています。

特に、源泉所得税を毎月納付する方におかれては、ダイレクト納付は簡単で便利な納付手段となっており、その簡便性や利便性を感じていただくため、当局におきまして、e-Taxによる源泉所得税の徴収高計算書の作成・送信及びダイレクト納付手順の操作方法の動画を作成し、国税庁動画チャンネル（YouTube）に掲載しましたので、是非ご視聴いただくとともに、キャッシュレス納付についてご検討いただきますようお願いいたします。

○YouTube(国税庁動画チャンネル)「はじめよう！ダイレクト納付～e-Tax 開始編」
【(外部サイト) https://youtu.be/UdyShm5_ztU】

○YouTube(国税庁動画チャンネル)「はじめよう！ダイレクト納付～届出編」
【(外部サイト) <https://youtu.be/M2SOcH9iblg>】

○YouTube(国税庁動画チャンネル)「はじめよう！ダイレクト納付～源泉納付編」
【(外部サイト) <https://youtu.be/gx5w5ZgjqBA>】

5 税務手順のオンライン（e-Tax）利用について

国税当局においては、「あらゆる税務手順が税務署に行かずにできる社会」を目指し、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところですが、本年10月に、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、年間10万件以上の手順（28手順）について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画が策定されました（別添6）。

e-Taxを利用することで、手順いただく皆様の利便にもつながりますので、所得税確定申告のご自宅からのe-Taxやキャッシュレス納付以外の手順についても、積極的なe-Taxのご利用をお願いします。

なお、年間10万件以上の手順（所得税、法人税及び消費税の申告を除きます。）について、アンケート形式で改善意見を募集しておりますので、皆様の利便性向上につながるよう、当アンケートについても併せてご協力をお願いします（別添6）。

別添6 「申告・納税はe-Taxで手順を！！」

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2021_keikaku.pdf)